

## 引上げ分の地方消費税市町村交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げる改正が行われ、それに伴う消費税市町村交付金の増収分については、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費にあてるものとされています。

（歳入）

・市町村交付金（社会保障財源化分） 284,007千円

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,493,633千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	引き上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	576,245	399,943			42,064	134,238
	高齢者福祉事業	30,664	389		10,066	4,822	15,387
	児童福祉事業	1,029,969	720,324		21,780	68,682	219,183
	小計	1,636,878	1,120,656		31,846	115,568	368,808
社会保険	介護保険事業	296,208	12,235			67,753	216,220
	国民健康保険事業	182,540	94,454			21,017	67,069
	小計	478,748	106,689			88,770	283,289
保健衛生	高齢者医療事業	311,948	40,665			64,726	206,557
	疾病予防対策事業	66,059	914		2,513	14,943	47,689
	小計	378,007	41,579		2,513	79,669	254,246
合計		2,493,633	1,268,924		34,359	284,007	906,343

※地方交付税市町村交付金（社会保障財源化分）は各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。